

平成27年 8月 5日  
日本原子力研究開発機構

高速増殖原型炉もんじゅに関する  
平成27年度第1四半期保安検査の判定結果を受けて

本日、原子力規制委員会において、原子力規制庁より平成27年度第1四半期保安検査の実施状況が報告され、『もんじゅにおいて「違反」に該当する事象（保修票等の処置手順不履行）及び「監視」に該当する事象（炉心の温度に関する一部記録の紛失）が、確認された。』とされました。

これらの事案は、日々の保安活動の中で自ら不適合として確認して改善活動を実施してきたものですが、当機構としましては、品質マネジメントシステム等の改善・定着がまだまだ十分でないものと重く受け止めています。

引き続き、これまでの指摘への対応を確実に実施するとともに、より良い保守管理を実行していくため、品質保証体制等の改善に向けて最大限注力し、早期の保安措置命令解除を目指してまいります。